

防犯対策強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防犯対策強化事業に係る補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることにより、佐賀県内の防犯体制の高度化、安全・安心なまちづくりの推進を図ることを目的としており、補助金の交付については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及び本要綱に定めるところによる。

(補助金の交付並びに補助事業者及び間接補助事業者)

第2条 佐賀県警察本部長（以下「事務局」という。）は、以下の組織が実施する事業に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。以下の組織を補助事業者とする。

(1) 佐賀県防犯協会（以下「県防犯協会」という。）

(2) 地区防犯協会

2 佐賀県内に所在する県内自治体、自治会、防犯ボランティア団体等を間接補助事業者とする。

3 間接補助事業者は、自己又は団体の役員等が、次のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 間接補助事業者は、前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体等の事業者であってはならない。

5 本補助金の交付決定は、防犯対策強化事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(交付の対象経費、補助率等)

第3条 補助金の交付の対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。ただし、補助率は10分の10以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(補助金の交付の申請様式)

第4条 補助金交付を希望する事業実施主体は、防犯対策強化事業補助金交付申請書(様式第1号)1部を事務局に提出しなければならない。

2 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の経費配分又は事業内容の変更を行う場合は、事務局の承認を得ること。
ただし、次に掲げる軽微な変更は除く。

ア 事業主体の変更

イ 事業目的の変更

ウ 補助金額を20%以上増減させる変更

- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合は、事務局の承認を得ること。
- (4) 事業が計画期間内に完了しない、又は遂行が困難となった場合は、直ちに事務局に報告し、指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る経理は、関係書類を整備し、事業完了後5年間保存すること。
- (6) 間接補助金の交付に際して、補助事業者は、間接補助事業者に対して、前各号に規定する条件のほか、次に挙げる条件を付すること。

ア 規則第8条第2項各号に規定する事象が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ 間接補助事業者が、間接補助金を他の用途へ使用し、その他間接事業に関して、間接補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(申請の取り下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付決定の日から15日間とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、防犯対策強化事業補助金実績報告書(様式第3号)のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了(補助事業の中止又は廃止の承認を受け

た場合を含む。)の日から 30 日以内又は令和 9 年 2 月 28 日までのいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。

(補助金額の確定)

第 8 条 事務局は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付した補助金の額を確定し、当該事業実施主体に防犯対策強化事業補助金確定通知書（様式第 5 号）により通知する。

(補助金の交付)

第 9 条 この補助金は、概算払いで交付する。

2 規則第 15 条に規定する補助金交付請求書は、防犯対策強化事業補助金概算払請求書（様式第 4 号）のとおりとする。

附則

この要綱は、令和 7 年度 2 月補正予算分の補助金から適用する。

別表

補助対象経費及び補助金額

1 防犯カメラ設置補助事業の対象経費

項 目	内容及び限度額
防 犯 カ メ ラ の 設 置 に 要 す る 経 費	公民館、集会場、災害用倉庫、ゴミ集積場等の自治会が管理している場所及び不特定多数の者が行き交う公共の場所等を撮影するための防犯カメラの設置に要する経費 1箇所当たり 80 千円を上限とする

2 防犯活動経費補助事業の対象経費

項 目	内容及び限度額
報 償 費	防犯に関する講演会等講師謝礼 研修会 1 回につき 12 千円を上限とする
旅 費	防犯に関する講演会等講師旅費 研修会 1 回につき 20 千円を上限とする
需 用 費	防犯に関する普及啓発用品購入費（垂れ幕、看板、ステッカーなど）、防犯に関する普及啓発用ポスター・パンフレット等印刷製本費、防犯に関する消耗品費、地域安全マップ作製費等 需要費全体で 559 千円を上限とする
使 用 料	防犯に関する会場使用料 研修会 1 回につき 43 千円を上限とする